

非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生省令又は厚生労働省令 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施設等 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号） 等 ・ 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号） 等 ・ 救護施設等 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号） 等 ・ 児童福祉施設等 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（昭和23年12月29日厚生省令第63号） 等 	<p>水防法（昭和24年法律第193号）</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）</p>
対象 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施設等 ・ 障害者支援施設等 ・ 救護施設等 ・ 児童福祉施設等 	<p>浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）</p>
義務 (※2)	<p>非常災害対策計画の作成、避難訓練の実施避難訓練の実施</p>	<p>避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施・避難訓練の実施</p>
計画で定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の立地条件 ・ 災害に関する情報の入手方法 ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・ 避難を開始する時期、判断基準 ・ 避難場所 ・ 避難経路 ・ 避難方法 ・ 災害時の人員体制、指揮系統 ・ 関係機関との連携体制 	<p>(※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の目的 ・ 計画の適用範囲 ・ 防災体制 ・ 情報収集及び伝達 ・ 避難の誘導 ・ 避難確保を図るための施設の整備 ・ 防災教育及び訓練の実施 ・ 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

非常災害対策計画と避難確保計画の比較

- ※1 具体的な施設種別は、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号）、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年2月1日障障発0201第1号）、「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日社援保発0131第2号）、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について」（平成29年2月20日雇児総発0220第2号）により実施した点検の対象施設・サービス種別に記載のもの。
- ※2 児童福祉施設については原則努力規定。
- ※3 下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。

【参考にする手引き】

- 洪水・内水・高潮 : 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）
（平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- 土砂災害 : 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き
（平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）
- 津波 : 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）
（平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- 医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）
（平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）